

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
森林室 森林整備課	釧路団地育林事業	令和6年4月18日	厚岸木材工業協同組合 厚岸郡厚岸町山の手2丁目22番地	83,820,000	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約) ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(2) ・道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(二)の適用について(平成9年4月1日付経営第32号)育林事業及び治山事業に係る造林の請負契約(以下「造林契約」という。)において、広範囲にわたる施工場所の地拵、植栽、下刈、追肥、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ、一体的に施工される場合に、当該造林契約を履行できる者が他にいないものと明らかに認められるとき。 	
森林室 森林整備課	森林調査委託業務	令和6年5月17日	一般財団法人 北海道森林整備公社 札幌市中央区北4条5丁目1番地 林業会館4F	10,230,000	<p>各調査の特殊性に対応するには、当該業務を総合的に遂行する管理能力及び技術者の雇用体制、また、森林室の森林資源内容や地理的条件について精通しており、各業務における専門的な知識・経験等を有し、道有林の森林整備の展開方向や役割について理解が必要である。</p> <p>このような業務を的確に遂行する専門的能力を有する者としては、「一般財団法人 北海道森林整備公社」以外にない。</p> <p>同公社は、「道有林野事業に係る調査測量業務委託事務取扱要領」第4の1に並びに2に定める要件(別表2「技術者の資格区分」)である技術者及び、当該業務を処理するために必要な信用、経験を有していると認められるとともに、業務処理の経験が豊富で、これまで受注した当森林室における同等の調査測量業務委託契約を誠実に履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約) ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(2) 	
森林室 森林整備課	釧路管理区エゾシカ囲い罫等委託業務	令和6年9月13日	厚岸木材工業協同組合 厚岸郡厚岸町山の手2丁目22番地	9,900,000	<ul style="list-style-type: none"> 育林事業及び治山事業に係る造林の請負契約(以下「造林契約」という。)において、広範囲にわたる施工場所の地拵、植栽、補植、下刈、追肥、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ、一体的に施工される場合に、当該造林契約を履行できる者が他にいないものと明らかに認められるとき。(当該業務は、エゾシカによる食害等の森林被害を防止するため、厳重な安全管理のもと、餌付けと林道等を巡回する車両の利用による効率的な管理捕獲を行うもので、森林保護に該当し、団地育林と一体を為すものである。) <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約) ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(2) 	